

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第6号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた犯罪について適用し、同日前になされた犯罪については、なお従前の例による。

(その他の措置)

3 この規則の施行に関し必要な措置は、教育長が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)